

愛知県立学校事務職員協会会則の運用について

愛知県立学校事務職員協会会則の運用については下記のとおりとする。

記

(組織)

第5条関係(会則別表1)

(1) 地区の区分は次のとおりとする。

大地区(5地区)	小地区(10地区)
名瀬地区	名古屋(名古屋市) 尾東(瀬戸市、春日井市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町)
尾張地区	尾北(犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、扶桑町)〈大口町、豊山町〉 尾中(一宮市) 尾西(津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市)〈大治町、蟹江町、飛島村〉
知多地区	知多(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町)〈美浜町〉
西三河地区	西三北(豊田市、みよし市) 西三東(岡崎市、幸田町) 西三南(碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市)
東三河地区	東三河(豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町)〈豊根村、東栄町〉

(2) 大地区を支部の単位とし、支部長1名を置く。

支部長は、当該大地区より選出される事務長をもって充てる。

(3) 支部長は、本協会の理事となる(第7条4項)。

この理事(支部長)が会長、副会長として選出された場合、その支部は直ちに、次の理事(支部長)を補充する。

(4) 大地区より選出される役員は第6条・第7条関係(3)により定める。

(5) 小地区より選出される委員は次のとおりとする。

小地区代表事務長1名

小地区代表事務長は事務長部会の連絡調整委員となる。

(6) 支部長、小地区代表事務長、大地区代表理事の選出方法については、各支部の規程による。

(7) 支部長、小地区代表事務長、大地区代表理事(事務長以外の者)の役割については、各支部の実情によるが、次の役割を推進することが期待される。

ア 大地区理事(支部長(事務長))は、小地区を含めた支部活動全体を主管する。

イ 支部長は、小地区代表事務長(連絡調整委員)、理事及びそれを補完する者との連携を密にし、小地区活動の活性化を図る。

(役員及び役員の選出方法)

第6条・第7条関係

(1) 会長1名・副会長2名

理事の互選により選出とするが、円滑な会の運営を図るために、事務長の職にある者を選出する。

(2) 書記、会計、委員長、委員は会長が年度当初の理事会において指名する。

会長は、該当所属長へ役員名簿を添付のうえ委嘱状により依頼を行う。

なお、役員名簿及び委嘱状は書記が作成する。

ア 連絡調整委員長は副会長の職にある者を指名する。

イ 企画・運営委員長は副会長の職にある者（上記ア以外の者）を指名する。

ウ 会計は経理委員長の職にある者を指名する。

エ 事務推進部会に属する委員は、会員の中から指名するが、委員長は事務長を指名する。

(ア) 事務改善委員会（定数：委員長1名、委員7名）

委員の人数は、前年度最終の理事会に諮って内定する。

各地区から原則として名瀬2名、尾張1名、知多1名、西三河2名、東三河1名を選出する。

(イ) 特別支援委員会（定数：委員長1名、委員6名）

委員長は事務長とするが、その他、委員のうち1名は事務長とし、特別支援学校事務長連絡会議の主任者に充てる。事務長以外の委員は原則として各地区より1名選出する。なお、その選出に際しては校種別のバランスに配慮する。

(ウ) ICT委員会（定数：委員長1名、委員6名）

委員の人数は、前年度最終の理事会に諮って内定する。

各地区から原則として名瀬1名、尾張2名、知多1名、西三河1名、東三河1名を選出する。

(エ) 研究専門グループ（定数：委員長1名、委員8名）

委員長は大地区の持ち回りにより選出する。

尾張→知多→東三河→西三河→名瀬→

委員は各地区から名瀬2名、尾張2名、知多1名、西三河2名、東三河1名を選出する。

研究内容については、極力、前年度最終の理事会において内定する。

オ 総務部会に属する委員（委員長を除く）は、大地区より選出された理事（事務長以外の者）より指名する。

(3) 理事は各大地区から各3名の選出を受ける。

このうち1名は支部長を務める。

他の2名は事務長以外の者とし上記、総務部会の職務を務める。

(4) 会計監査は総会において選出する。

大地区に事前に選考（推薦）を依頼する。事務長1名、事務長以外の者1名が望ましい。

担当地区の輪番 H28 から名瀬・尾張→知多・西三→東三・名瀬→

尾張・知多→西三・東三

原則として前記の地区からは事務長、後記の地区からは事務長以外の者とする。

(役員の職務)

第9条関係

役員の職務については第9条の定めによるが、具体的な職務内容としては別紙「役員の職務内容（運用別表1）」に掲げるとおりとする。

(顧問)

第10条関係

顧問は原則として前協会長を第一候補とし会長が理事会の了承を得て委嘱する。

顧問は、幹事会、理事会及び連絡調整会の構成員ではないが、会長の諮問により参加することができるものとする。

(機関)

第11条12条13条14条15条16条関係

(1) 幹事会、理事会及び連絡調整会の構成及び構成員は下表、「事務職員協会組織一覧（運用別表2）」及び「事務職員協会組織図（運用別表3）」のとおりとする。

なお、第11条及び第14条の規程により設ける部会については部会長を設けず、総務部会は企画・運営委員長、事務推進部会は事務改善委員長、事務長部会は連絡調整委員長が各部会を必要に応じてとりまとめるものとする。

区 分	幹事会	理事会	連絡調整会	備 考	
会 長	①	①	①		
副会長	②	②	②		
書 記	①	①	①	庶務委員兼務	
総務部会	庶務委員長	①	①		
	庶務委員		③	大地区選出(事務長以外)	
	企画・運営委員長	(○)	(○)	(○)	副会長兼務
	企画・運営委員		⑥		大地区選出(事務長以外)
	経理委員長	①	①	①	会計兼務
	経理委員		①		大地区選出(事務長以外)
事務推進部会	事務改善委員長		①	①	
	特別支援委員長		①	①	
	ICT委員長		①	①	
事務長部会	連絡調整委員長		(○)	(○)	副会長兼務
	連絡調整委員			⑩	小地区選出事務長
支部長		⑤	⑤		
実人数	6名	24名	24名		

○の中の数字は人数、(○)は兼務者で重複し他の区分でカウントされている。

- (2) 総会
開催日、日程、議事、その他総会運営については、企画・運営委員会において立案し、理事会に諮る。
- (3) 幹事会
必要に応じ設定する。
- (4) 理事会
ア 理事会は原則として年6回開催する。なお、緊急の案件がある場合はこの限りではない。
イ 開催日、日程、議事、その他理事会運営については、庶務委員会において立案し、理事会に諮る。なお、連絡調整委員会と連携し同一日に開催するよう努める。
- (5) 連絡調整会
ア 連絡調整会は原則として年6回開催する。なお、緊急の案件がある場合はこの限りではない。
ただし、教育委員会主催の事務長会議と重複する場合は開催しなくてもよい。
イ 連絡調整委員会は、上記事務長会議が年3回開催されるよう県教育委員会に継続的に働きかけていくものとする。
ウ 連絡調整委員会は、県教育委員会と議題及び日程調整を行う。
- (6) 幹事会・理事会・連絡調整会共通
各会が同時に開催される場合、開催通知及び会場設定は書記が行う。
なお、この際には、幹事会、理事会及び連絡調整会が効率的に運営できるよう関係委員会との連絡調整に留意するものとする。
- (7) 委員会の職務内容については、別紙「部会・委員の構成及び業務分担」（運用別表4）に掲げるとおりとする。

附則

この会則は、設立総会の日（平成25年5月24日）から施行し平成25年4月1日より適用する。

改定 平成26年5月14日

改定 平成28年4月22日

改定 平成30年3月 2日

改定 令和 元年5月15日

改定 令和 4年5月27日

改定 令和 5年5月24日